

# 第6期東京都生涯学習審議会 第9回

## 議事録

平成19年1月30日(火)  
午後6時04分から午後8時14分まで  
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

## 出席委員

相川 良子 委員  
荒川 兼一 委員  
生重 幸恵 委員  
太田 篤 委員  
大橋 謙策 委員（会長）  
小川 敏雄 委員  
香月よう子 委員  
坂井 康宣 委員  
田中 雅文 委員  
高橋 陽子 委員  
野田沢忠治 委員  
葉養 正明 委員（副会長）  
水谷 幸宏 委員  
向井 一身 委員  
村上 徹也 委員

## 東京都生涯学習審議会 第9回 会議次第

### 1 開 会

### 2 議 事

#### (1) 事務局からの報告

#### (2) 話題提供

「教育基本法改正後の社会教育行政のあり方について」

報告者：文部科学省生涯学習政策局社会教育課

地域学習活動推進室長 行松 泰弘氏

#### (3) 審議「都における今後の生涯学習・社会教育振興の在り方」

### 3 その他

### 4 閉 会

閉会后、「子どもたちの生活リズム改善ガイド」のビデオ上映会を予定

#### 【配布資料】

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 資料1 - 1 | 文部科学省 行松氏 報告レジュメ      |
| 資料1 - 2 | 中教審答申（平成15年3月）抜粋      |
| 資料2     | 新教育基本法（改正前後の教育基本法の比較） |
| 資料3     | 社会教育法条文               |
| 資料4     | 生涯学習振興法条文             |
| 資料5     | 中教審資料(生涯学習分科会関係)      |
| 資料6     | 教育再生会議第一次報告           |
| 参考資料1   | 平成19年度東京都重点事業         |
| 参考資料2   | 都立高校教育支援コーディネーター資料    |
| 参考資料3   | 「10年後の東京～東京が変わる～」     |
| 参考資料4   | 「そうだ、やっぱり早起き・早寝！」テキスト |
| 参考資料5   | 子どもの生活習慣確立プロジェクト関係資料  |
| 参考資料6   | 「みんなの生涯学習」 vol.84     |

平成19年1月30日(火)

第6期生涯学習審議会(第9回)

午後6時04分開会

【計画課長】 それでは、東京都生涯学習審議会の第9回の会議を開催したいと思います。

本日、岡上委員、清水委員、澤田委員、中野委員、服部委員におかれましては欠席の御連絡をいただいております。まだお見えでない方もおられますが、定足数11名を超えておりますので、この会議は成立していることを、まず御報告いたします。

それから、中許委員から、辞任の申し出がございました。多忙のため委員としての職責を全うできないとのことで、自ら辞任ということがございました。その報告を少しさせていただきたいと思います。

まず、非常に多忙であるということが一番大きいのですが、ある意味で御自分の役割は終わっているという判断をされたようでございます。今後もこの審議会に積極的に協力していきたいけれども、審議会の委員につきましては辞退したいという申し出がございました。また、任期を終えるまでに審議会はあと2回開催される予定ですが、新しく委員を補充せず進ませさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、本日の資料を確認させていただきたいと思えます。だいぶ厚い資料になっていると思えます。

まず、資料1-1が、「社会教育行政の今後のあり方について」、資料1-2が「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について(答申)」でございますが、これは、本日御講演をいただきます文部科学省地域学習活動室長、行松氏の資料でございます。

資料2は、新しい教育基本法の条文でございます。既に御承知と思えますが、教育基本法が昨年の暮れに改正されましたので、文部科学省のホームページに掲載されております。

第3条に、「生涯学習の理念」が新たに盛り込まれ、第10条に「家庭教育」が条文として盛り込まれています。それから、第11条には幼児期の教育についての条文が盛り込まれ、また、第13条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携教育」という条文も盛り込まれてございます。

それから、教育振興基本計画を政府が策定することが規定されました。地方公共団体においても、この計画を参酌して、地方公共団体の実情に応じた計画を策定するよという新たな条文が設けられるなど、基本法の中にも家庭教育ですとか、地域の教育力ですとか、非常にそ

うした面の強化がされています。もちろん学校教育のあらゆる面でも強化がされているのですが、そういう意味では社会教育が非常に脚光を浴びていると思いますので、この辺についても議論を進めていっていただきたいと思っております。

それから、資料3でございますけれども、社会教育法の条文でございます。現行の社会教育法はどうなっているかということを押さえなければいけない部分もございますので、用意いたしました。

それから、資料4は、「生涯学習振興法」の条文でございます。

資料5はまだ日付が入っておりませんが、中教審の生涯学習分科会の中間報告(案)でございます。今、中教審の中でもこの生涯学習について大いに議論されているところでして、我々が今まで議論してきたものが、国の中でもある程度オーソライズされていくという流れになっているのではないかと思っております。そのようなことで、この資料も用意させていただきました。

それから、資料6は、政府の教育再生会議の第一次報告でございます。

次に、参考資料1が、平成19年度東京都重点事業でございます。23、24ページをお開きください。

重要施策3、重点事業8として、「子どもの生きる力と豊かな心を育む教育の推進」が掲載されています。この中に、この生涯学習審議会から提言いただきました教育支援コーディネーターが重点事業として位置付けられました。生涯学習審議会の建議がこのような形で成果として表れたということでございます。

37、38ページを御覧ください。重点事業14の「『地域力』向上に向けた取組」につきましては、知事本局が取りまとめをしておりますけれども、この中で、私ども教育庁で取り組ませていただくのが、38ページの四角の3つ目、「地域の力による青少年の育成」、ここが地域力を使った学校教育の支援ということで、青少年に対する育成で、これもまさに生涯学習審議会の考え方が盛り込まれた内容になっております。

続きまして、参考資料の2は、1月12日の都立高校校長会などで説明させていただいた資料でございます。今後、都立高校に教育支援コーディネーターを導入していくわけですが、その説明資料でございます。なるべくわかりやすく説明した内容になっております。

大体の流れは、まず、なぜコーディネーターが必要なのか、学校側がどのようにかわるのか、コーディネーターがどのような形でかわるのかということをお示した資料でございます。これに基づいて、学校が教科「奉仕」というものを積極的に取り入れて、地域と連携した

形でよりよい方向性を持って行なっていただければと思っております。国の方も奉仕を必修化していくような動きがございますので、そういう意味では東京都が先頭を切って進めていくわけなので、他の自治体に範を示すような形で進められれば良いと思っておりますのでございます。

次に、参考資料3は、「10年後の東京～東京が変わる～」でございます。これはある意味で東京都の10年後のビジョンになっているわけです。これは委員の方々にのみお配りしております。

この中に付せんが張ってあると思いますが、109ページに地域教育推進ネットワーク地区協議会のことが書かれてございます。地域教育推進ネットワーク協議会、ある意味ではプラットフォームですね。地域教育プラットフォームの必要性が書かれているものでございます。都の重点事業で、17年、18年に取り組んだ地域のモデル事業がございますけれども、これをいかに全都的に広めていくのかが今後重要だということで、そういう視点も踏まえて「10年後の東京」の中でお示ししているところでございます。

ただ、画一化された形ではなくて、地域それぞれの持ち味、特色があると思っておりますので、創意工夫をしながら地域教育プラットフォームという考え方を広めていっていただければよいと思っております。そういうものを今後広めていく必要があるだろうということで載せていただいております。

それから、参考資料4は、「そうだ、やっぱり早起き・早寝！」でございます。まず、子どもの家庭教育支援で何が重要であろうかということ、やはり生活習慣と考えまして、その生活習慣に基づく内容のテキストをつくったものでございます。

ただ、このテキストにつきましては、いちばん活用していただけるのはどこかと考えたときに、小学校入学のときにはほとんどの保護者が入学説明会に来られるので、その方々に読んでいただくということになりました。今後行われます入学説明会等でこのテキストを配布して保護者の方々に読んでいただいて、子どもたちの生活習慣を改善し、そして小学校に入学したときに小一プロブレムが起らないように、あるいは基本的な生活習慣が身に付いているように、このようなテキストを配ることにいたしました。

このテキストだけではなかなかわかりにくいということで、皆様の席には用意してございませんけれども、18分間のDVDがございます。子どもたちの生活習慣の必要性を医学的見地から作成した資料でございます。

それから、今お話しした内容で、子どもの生活習慣確立プロジェクトとして、18年度の重

点事業という形で子どもの生活習慣確立に取り組んでおります。その取組をお示ししたのが参考資料5でございます。先ほどのテキストだけではなく、協議会をつくって、今後、民間企業と協働して取り組んでいこうと考えているところでございます。

参考資料6は、「みんなの生涯学習」でございます。様々な取組を私どもの広報媒体を使って紹介しているところでございます。

以上で、資料の確認と大まかな説明を終わります。

さて、本日の審議会でございますけれども、前回の審議会の最後にもお話をさせていただきましたが、今回と次回で、第7期の生涯学習審議会に向けて課題の洗い出しをしていきたいと考えております。特に先ほどお話ししましたように、教育基本法では家庭教育、あるいは幼児教育、学校・家庭・地域の連携、生涯学習という部分が新規の条文としてだいぶ取り込まれましたので、そういうものを踏まえた、今後都が進むべき生涯学習振興、あるいは社会教育行政の在り方について、大局的な立場から御審議をいただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

【大橋会長】 それでは、改めましてこんばんは。第6期の第9回の東京都生涯学習審議会を始めさせていただきたいと思えます。

夜分お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。中でも、文部科学省の行松室長には大変お忙しい中おいいただき、ありがとうございました。

今、計画課長から大変うれしい、力の入った説明があったとおりでございまして、昨年11月に皆様方から御了解いただいて建議をいたしました、その建議が生かされて、19年度の東京都の重点事業になったということで、大変うれしく思っているわけでございます。審議会としてはうれしいわけですが、それが重点事業になるほど、今、子育てを巡る状況が厳しいということの反映でもあるわけでございまして、一面では喜ばない状況もあるわけですが、しかし、いずれにしても空理空論を言うのではなくて、審議会で実証的に論議したことが政策的に評価され、重点事業に取り上げられたということは大変よかったことではないだろうかと思えます。第5期も、17年度、18年度、重点事業として取り上げられたわけですが、続けて施策化されたということで、委員の皆さんに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

そう言いますと、中許委員と同じで、役割が終わったから全員辞任ということでもいいのですが、そうはいきませんで、実はこの第6期の論議をする際に、できれば地域教育プラットフォームの在り方を深めると同時に、いわば第3の教育行政とも言うべき地域教育行政の在り方を中心にしながら、学校教育なり社会教育なり全体のシステム、教育のシステムを変えてい

くということも少し視野に入れてよろしいのではないだろうかという論議をさせていただいたわけでございます。多分そのようなことが第7期につながっていくのではないかと思うのですが、残された2回の審議会の日程の中で、国の動向も踏まえながら、皆さん方に御審議をいただきたいということでございます。

事務局に頼んで急きょ、お手元に第5期と6期の答申と建議を用意していただきました。全員に揃っているかどうかわかりませんが、平成17年1月に出しました第5期の答申は、子ども、若者の「次代を担う力」を育むための教育施策の在り方について、～「地域教育プラットフォーム」構想を推進するための教育行政の役割～ということでもございました。全部を詳しく説明することはできませんが、8ページで、子どもは学校、家庭、地域の教育力の再構築を目指した教育施策の在り方ということで、家庭教育支援施策、学校教育支援施策、そして11ページで学校外教育施策という言葉を使って、この学校外教育の施策の1つとして地域教育プラットフォームの重要性があるのではないだろうかと示しました。12ページに書いてございますようなイギリスのシチズンシップ教育だとか、アメリカにおけるサービス・ラーニングなども視野に入れて考えたということもございます。

これが今回の第6期にもつながるわけですが、同時に25ページのところで、今回、行松室長に御報告いただくことに連動するわけですが、我々はこれからの教育行政の役割と地域教育総合計画づくりの必要性をうたったわけでございます。つまり、地域教育プラットフォームを進めていくための教育行政を考えると、従来の学校教育、社会教育という分け方だけで大丈夫だろうか、教育委員会の中に地域教育行政とも言うべき分野をつくっていかないと難しいのではないだろうかということを実は第5期の際に議論しまして、そのようなことも含めて各市町村で地域教育総合計画づくりをしていかないといけないのではないだろうかという話をしたわけでございます。そこにいわば住民参加の教育委員会がもっとリーダーシップを発揮して、計画の持つ意味というものを考えてほしいという提案をしたのが第5期になるわけでございます。

第6期はそれを踏まえて、第5期答申の30ページ、31ページで、そういうことを進めていくためには、コーディネーター、あるいは教育支援コーディネーターと言うけれども、社会教育主事や指導主事がどのような役割を果たすのかをもう一度洗い直してみる必要があるのではないかとということで、31ページに東京都の社会教育主事の新しい職務などを挙げてみたり、あるいは32ページで東京都の社会教育主事の資質、能力の向上などを図っていく必要があるのではないだろうか、32ページの一番下の囲みの括弧の中で、ニーズ把握、社会資源のネットワーク化、コーディネート能力、学習プログラムの編成、こういうものを改めて行っていく

必要があるのではないかという提案をさせていただいたわけでございます。

それを受けて第6期でございますが、第6期は昨年の11月に建議という形で出させていただきましたが、東京都におけるこれからの地域教育の具体的方策ということで、もう少し地域教育プラットフォームを深めたいと考えているわけでございます。

第6期建議の17から19ページで、都の教育委員会に期待される役割として、地域における社会資源の活用に精通した職員の育成、あるいは地域教育推進ネットワーク東京都協議会の活動を評価する仕組みや、地域教育マネジメント、そういうことの取組例を示しながら、従来の東京都の社会教育主事のスキルアップだけではなくて、もう少し地域教育マネジメントなども視野に入れた問題を考えていく必要があるだろうということで、教育支援コーディネーターという言葉を使ってみたということになるわけでございます。それが重点事業として反映され、全都的に展開されることになるのかと思います。

今日はお忙しい中を、文部科学省の生涯学習政策局社会教育課地域学習活動推進室長の行松泰弘室長にお出でいただいています。今述べた地域教育総合計画を我々は考えていたわけですが、国も先ごろの教育基本法の改正を受けて、教育振興基本計画を策定するということになりました。それは国だけではなくて、東京都あるいは区市町村、全部の市町村がやはりきちんとした振興計画をつくるべきだということになるわけですし、この考え方は第5期で述べました地域教育総合計画と連動するものだとも私は理解しているわけでございます。

しかし、独走ではいけないわけですし、国の動向をきちんと把握しながら、あるいは東京都が他の都道府県に比べてやや先導した形でそういう考え方を持っているということがあれば、国と連動しながら、これからの東京都の生涯教育なり地域教育振興の在り方についていろいろ論議を深めておくことは必要ではないか、そんな考え方のもとに、今日は行松室長をお迎えしたということでございます。

したがって、本日と3月13日の2回でこの論議を深め、後の整理は事務局でしていただき、第7期への方向付けができればと思います。これが本日の趣旨でございます。したがって、くれぐれも今日と次回、しっかりと御発言をいただきたいと思います。

教育基本法の改正と国の動きに関しての理解に差があるかと思いますが、とりあえず行松室長に国の動向等をお話しいただいて、それをもとにして我々の協議を進めたいと思っております。

それでは、事務局から改めて行松室長を御紹介いただきたいと思います

【計画課長】 それでは、本日、私どもの今後の審議の参考に、アドバイスを含めてお話をい

ただきたいということで、文部科学省生涯学習政策局の社会教育課地域学習活動推進室室長の行松室長に御講演をお願いいたしました。

それでは、よろしくお願いいたします。

【文部科学省・行松室長】 御紹介いただきました文部科学省の行松と申します。座ってお話させていただきます。

今、大橋会長からいろいろ背景の御説明をいただきました中で、東京都のこの審議会が取り組まれようとしているものについて、私がどこまでお役に立てるかわかりませんが、おかげさまで教育基本法を去年成立させていただきました。今お話がありましたように、教育振興基本計画をつくらなければいけない。それから、引き続き教育関係法令を見直していかなければいけないという状況になりました。

一方で、御案内のとおり、官邸では教育再生会議が動いていて、そことの関係をどう整理していくかはまさにこれからというところでありまして、その中でいついつまでに何をしようというところがなかなか立てにくい現状なのであります。したがって、そういう中で、今、少なくとも今後の教育振興基本計画なり社会教育の方向を考えていく上で材料になるものを少し資料として御用意させていただきました。それから、まだ決まっていない部分があまにも多いので、その中で国の担当官としてやらせていただいている中での私の感想めいたものを少し意見という形で出させていただいておりますので、そこを御説明させていただきたいと思っております。

まず、振興計画に関しましては、資料1 - 2が平成15年3月に出了された中教審の答申でございます。1つはこれが下敷きになるわけでありまして。その中の基本計画の在り方ということですが、これは抜粋の資料ですけれども、基本的な考え方で、計画期間をおおむね5年間とする。計画の対象範囲は教育に関する事項とし、学術、スポーツ、文化芸術教育等の推進に必要な事項も含む。それから、教育の目標とその達成のための教育改革の基本的な方向を明らかにする。さらには政策目標の設定と施策の総合化、体系化、重点化ということで、国民にわかりやすい具体的な政策目標、施策目標を明記するという、施策の総合化、体系化、重点化を図ることが書かれております。さらに、計画の策定推進に際しての必要事項ということで、3つほど留意事項が書かれているものでございます。

では、具体的に教育進行基本計画に何を書くのかということに関しましては、政策目標等の例ということで右側に挙げられているものがこの答申の中に出てきているわけでありまして。生涯学習に関しては、後ろの方の(3)の「家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・

協力の促進」でありますとか、(4)に「生涯学習社会の実現」という形で、幾つかの項目が挙げられているわけでありまして、全体を見渡しましても、まだまだ私どもの目から見て、生涯学習分野の柱としては少し足りないという気はしているのですけれども、いずれにしろこれから議論されていくことになるのだらうと思います。

現在、社会教育、生涯学習に関して、国レベルの検討結果として最新のものという意味では、本日お配りしていただいております資料5の「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」中間報告(案)ですが、まさに今日、中央教育審議会の総会が開かれまして、ここで報告されたものであります。「(案)」になってはいますが、これはもう取れたものでありまして、今の中央教育審議会のメンバーは、2月からまた新しい体制になりますので、これが中間報告として出され、具体的には最終報告に向けて、次の新しい中教審の体制に引き継がれたという整理になってございます。そういう意味で、この報告は中間報告でありまして、まだまだ煮詰まっていない部分が多いわけなのですが、国レベルの生涯学習、社会教育の方向性を示しているものと思っております。

この報告の概要をA3用紙にまとめてございますが、それを見ていただきますと、「基本的考え方」というところで、「『個人の要望』と『社会の要請』のバランスの確保」とか、「『生きがい・教養』だけでなく『職業的知識・技術』の習得を強化」するとか、「知識・技能や知恵の『継承』と、それを生かした『創造』」と書かれておりまして、重視すべき視点として、「国民の学習活動促進のために必要な5つの視点」「家庭の教育力向上に必要な3つの視点」「地域の教育力向上に必要な3つの視点」という検討がなされたわけでありまして、それがそれぞれ「具体的方策」という中に書かれております。

1つは、「国民一人一人の学習活動促進」、2番目として「家庭の教育力向上」、3番目として「地域の教育力向上」、さらにこういったものを支えるものとして、「地域社会全体で学習活動支援(人材の育成等)」、さらに「国・地方公共団体・民間団体等の今後の役割」ということが書かれているわけでありまして。

このうち、特に私が担当しております社会教育に関しましては、(1)の「国民一人一人の学習活動促進」の中に「『公共』の課題に取り組む社会教育の振興」というところで幾つか書かれております。ここは少し詳しく見ていただければと思いますが、資料5の報告書の9ページ目がそれでございます。

ここに書かれておりますけれども、1つは教育基本法の中で、個人の要望や社会の要請に応える社会教育の国及び地方公共団体による奨励が規定をされたことと、さらにその教育の目標

の1つに、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」ことが掲げられていると。もちろん教育の目標というのは教育基本法の中に幾つか書かれているわけでありませけれども、やはり社会教育という性格上、この点は今後の在り方を考える上で重要ではなからうかということでもあります。

次に具体的な方向性がいろいろと書かれているわけでありませけれども、少子高齢化、男女共同参画、環境教育、法教育、消費者教育、防犯・防災教育、食育、科学技術理解増進、職業能力の向上、こういった社会の要請が強い学習活動を今後量的・質的に拡大し、その成果を「公共」の形成に生かしていくための拠点づくりに反映していくのだと。このための公民館等の社会教育施設の機能を充実するということが書かれております。

その次に、これは社会奉仕活動の推進でありまして、中ほどに「学校や公民館等の社会教育施設等において、奉仕活動の機会の提供、受け入れ先の開拓、参加希望者と活動機会のマッチングなどを行う機能を総合的に確保していく必要がある。」と書かれております。さらに、このような支援については、国の機関、青少年施設等の役割を地方と連携しながら果たしていかなければいけないということを書いております。

10ページの2つ目の丸ですが、特に社会教育主事に関しては平成13年に法改正をしまして、民間の人材を社会教育行政に積極的に登用できるよう、資格要件の見直し等を行ったわけですが、なかなかそれが進んでいない状況があって、その連携協力を一層進めていく必要があるということが書かれております。

その次のマルには「今後さらに」とありますけれども、地域学習活動支援に関する企画・立案、地域における学習活動促進のシステムの構築や住民のニーズと地域社会の課題をマッチングさせた企画・立案、マネジメント等々を行えるような、より専門性の高い行政職員として、学習活動に関する相談から社会参加までを一貫して支援できるような社会教育主事の職務、配置、養成の在り方を検討する。さらに、地域と学校の橋渡し役として、社会教育主事の有資格者を活用する方策について検討するということが書かれております。

また、図書館、博物館等々のことが書かれております。

それから、この概要版には出てこないのですけれども、少し社会教育に係る部分をかいつまんで申し上げます。同じようなことですが、**「地域社会全体で学習活動を支援する具体的方策」**ですが、16ページの一つ目のマルのほうに**「また」**とあります。**「地域社会全体の学習活動を行政として支援する仕組みづくりにおいて、関係者の連携を促しつつ、総合的な企画・立案、運営等を行う社会教育主事存在が極めて重要である。」**と書かれてい

ます。社会教育主事に期待される役割、機能に応じた資格、養成の在り方を見直さなければいけないということです。

それから、(2)に「学校・家庭・地域の連携協力を促進するための方策」ということで、「学校・家庭・地域の連携協力に当って、学校教育、社会教育、家庭教育がそれぞれ担うべき役割と責任を明確にするとともに、学校教育との連携協力及び家庭教育への支援が社会教育行政の責任の一つであることを明確にする。」ということであります。これは担当者の感想ですけれども、ここに責任というふうに出たのは、私どもからすると非常に画期的ではないかと思っ

ているところであります。17ページには学校・家庭・地域連携を促進するコーディネーターのことをいろいろと書いていただいているわけであります。

さらに、3番目のマルですけれども、「また、各学校における学校経営において、校長や教育長の更なるリーダーシップの下で、学校・家庭・地域の連携協力を促進するため、学校内の教職員の意識啓発に関する取組、学校内における地域との連携を図るための校務分掌の明確化、学習コーディネーター等民間の人材の活用のための校内の仕組みづくりなどを行うことが必要である。」ということ、それを受けた形で、学校外からの人材の活用については、社会教育主事資格を有する者や、前述の学習コーディネーターの中でも、学校教育支援を専門とする者、これを仮に「学校教育支援コーディネーター」とすると、それを活用することを推進するということが書かれております。

こういう流れでありまして、これは中間報告ではありますけれども、この中でももちろんほかの部分にも社会教育に対する期待が多く書かれているわけですが、今後の私どもの法改正、あるいは今後、教育振興基本計画の策定に当たって留意すべきこと、また、その方向というのが随所に表れてきていると思っております、そういう意味では、私どもとしてこれが1つ大きな拠り所になるだろうと思っ

ているところであります。今、まさに教育振興基本計画、社会教育法、博物館法、図書館法といった社会教育関係法の見直しを私どもの中で始めたところでありまして、既に関係者の方々から御意見も伺ってまいりまして、皆さんの中にも御意見を拝聴した方もいらっしゃるのですけれども、そういったところを踏まえながら、今後、検討していきたいと思っ

ているわけであります。いずれにしても、明確なスケジュールは決まっておりますけれども、やはりその法律が決まって、できるだけ早いタイミングでつくっていかねばいけないということ、今まさに安倍内閣の至上命題として教育再生ということが言われておりますので、そういう意味では

悠長に構えている時間はないかもしれないと思っております。

それから、詳しくは触れませんが、資料6に、教育再生会議の第一次報告が出されております。名前からして、「社会総がかりで教育再生を」図っていきましょうということでありまして、私ども社会教育が果たすべきものはどういう分野なのだろうかということを一生涯懸念分析しながら、何ができるか、何をやる必要があるのかを検討しているところであります。いずれにしてもこれは官邸のまとめたものでありますので、非常に重みのあるものとして受けとめて、行政として進めていかなければいけないと思っているところであります。

そういったところで、今日御報告があった中教審の話でありますとか、教育再生会議の報告でありますとか、さらに常日頃からいろいろな場で私どもに要請があったり、あるいは私どもで御意見を伺ったりという中で、社会教育行政をどう展開していくのか、社会教育法をどのように見直していくのかを考えているわけではありますが、資料1-1の私の意見に移らせていただきます。

まず、社会教育行政の今後の在り方について考えていく上で、現状をどう見ているかといいますと、社会教育というものはやれる力、やれる分野は幅広くあって、非常に大きな力が発揮できる可能性があるけれども、残念ながらそれが世の中にまだ十分認識されていないのではないかと。そういう意味では、社会教育関係の行政職員の方も、全国トータルではずっと減る一方なのですけれども、やはりそこは今の世の中のニーズをきちんと踏まえて、社会教育は何をやらなければいけないかをアピールすることによって、もう少し社会教育の出番を増やしていけないだろうかという問題意識があります。

今、減ったと言いましたが、社会教育主事の方が4,000人以上いらっしゃるわけでありまして、全国で公民館は1万7,000館あるわけでありまして。そういった中で、もちろん教育委員会の中での社会教育ということだけではなくて、首長部局、それからもっと力を発揮していただいている民間団体、あるいは民間の方の連携も含めて、そういうネットワーク行政の中核になって、社会教育がいわば地域社会としての全体の教育をコーディネートできる力をこれから付けていく、世の中のニーズに応えていくことが必要ではないかと思っているわけでありまして。

教育基本法の国会審議について、個人的な思いですが、社会教育に関する議論が非常に少なかったと思っております。そういう意味では非常に残念というか、私も担当者としては歯がゆい思いをしてきたわけでありまして、もっと社会教育の持てる力をきちっとアピールしていく必要があるだろうと考えます。

全国、大勢の社会教育主事の皆さんと意見交換をしていますと、やはり予算や人員が非常に限られてきている中で、どうしても行政としてはプライオリティ（優先順位）を付けざるを得ないところで、現状のままの社会教育ではなかなかそのプライオリティが上がっていかないということがどうもあるようであります。そういったところをまさに世の中が必要としている、プライオリティの高い分野を社会教育としてきちっと取り込んでやっていく必要があるのではないかというのが私ども社会教育の担当者としての思いであります。

そういったところで、この資料1 - 1を見ていただければと思うのですが、「社会教育の現状」ということで、社会教育周辺状況の変化ということが書かれております。これがまさに私が今申し上げたニーズという部分なのかもしれませんが、青少年の規範意識の低下、家庭の教育力の低下、地域の安全・安心の低下、多くの問題を抱える学校の存在、もう一つ全く違うところに目を転じますと、団塊世代の大量退職という問題、急速な少子高齢化社会への突入。そういう意味で、「変化」とありますけれども、私どもとしては、これがすべて、社会教育行政が何らかの対応を求められている分野であるということではないかと思っております。

そういった中で、では、今の社会教育行政の状況はどうかというと、社会教育費は一貫して減少を続けています。さらに、社会教育を担う専門的人材である社会教育主事が全国レベルで言うとかなり急速に減っているわけでありまして、こういう状況をどうすべきか。さらに指定管理者制度の導入で、いわば社会教育に対する民の力の活用という側面が相当出てきています。

首長部局や民間団体の活動は拡大する一方で、これとの連携が不十分であると言えます。さらに言いますと、従来、教育委員会の社会教育行政が担っていた分野が相当、首長部局に移行しているという状況があって、それはどのようにとらえるべきなのかということも今後の在り方を検討する上で重要だろうと思います。既に特区という制度がありますけれども、多くの首長から社会教育の権限を首長に移してくれという要望も相当来ているわけでありまして、そういうことも今後の視点として必要だろうと思っております。

「これからの社会教育」ということで、右側に書いてあるのはまさに文科省の意見というよりも、私どもが常日頃議論していく中で、こういう方向に持っていけたらいいという思いのようなものとして受けとめていただければと思いますし、私ども文科省がトータルでこのような認識があるかということ、まだまだそうではないと思っております。

そこに書かせていただいておりますのは、公共の精神を醸成するとともに、地域や人々の課題の解決を図るため、学校、家庭、様々な行政分野、民間団体の連携の中核として機能する社会教育行政を推進するということでありまして、これはネットワーク行政とも言われております

けれども、もはや社会教育を行政として担っているものは教育委員会だけではありませんし、しかも、民においてもいろいろな活動が行われている。首長部局でも行われている。そういったものの中核として機能していくような存在でなければいけないのではないかとことです。

このため、重点事項として以下を推進するというので、これも先ほど申し上げた、行政の中で社会教育がプライオリティを上げていくためには、やはり何らかの重点事項というものを構築していく必要があるのではないかとことです。実はこれは恐らくそれぞれの地域で相当違っているわけでありまして、この3つを一様にとらえるのではなくて、おそらく地域ごとに様々な重み付けがあるのだらうと思います。その中では、地域ぐるみで行う次世代の育成があって、その次に高齢者、退職者が健康に暮らし、その経験や時間を地域社会に活かすことを支援するということがあって、3つ目として、主体的に社会の形成に参画する国民の育成を支援するというのではないかと考えております。

こういったことを進めていくために、今後具体的に何を、法律なり計画なりで検討していかなくてはいけないかということですけれども、行政組織の在り方としてどういうものがあるのか、社会教育に関わる人材をどう育成していくのか、どう活用していくのか、社会教育施設をどう活用していくのか。これは現に公民館とか博物館、図書館、青年の家だけではなくて、学校も含めた学校もその地域によっては大きな社会教育の拠点としての機能を持っておりますので、それをどう活用していくか。若干色合いは違いますけれども、今後の内閣の方針等も踏まえると、社会奉仕・体験学習の推進の在り方も、今後の大きな具体的検討事項になっていくだらうと思っているわけでありまして。

それを整理したのが、要するに「公共の精神の醸成」であるとか、「教育・学習を通じた社会・地域の課題解決」という目標のもとに、この3つの重点事項に向けて取り組んでいくことが1つの方向なのではなかろうかということです。

繰り返しますけれども、私が担当者としてこういうものをベースにして、今後、役所で議論していきたいと思っているものでありまして、これがそのまま文部科学省の方針ではないわけでありまして、やはりこういう重点事項をきちんとつくっていくという過程で、非常に参考にさせていただきましたのが、東京都生涯学習審議会の平成17年1月以降のいろいろな報告や答申でありまして、そういう重点事項をつくっていくことが、いわば今後の社会教育がその持てる限られたリソースを効果的に使っていくという意味では非常に重要ではなかろうか。そういう意味では、東京都の取組が大きな参考になり、ヒントになるのではなかろうかと思っているところでございます。

若干長くなりましたけれども、そういうところで今私どもは検討を進めさせていただいているところでありまして、実は今日このような機会に、議論に参加させていただいて、ここでの議論をまた役所へ持ち帰って、役所での検討に反映させていただければと思っておるところでございます。よろしくお願いいたします。

【大橋会長】 大変ありがとうございました。

今日はお忙しい中をおいでいただいて、本当によかったと思っております。ある意味では我々が論議してきたことが間違っていなかったし、国も同じような方向で進んでいるということが確認できましたし、最後には東京都生涯学習審議会の答申、建議等についてお褒めいただきまして、本当にありがとうございました。

少し私の整理も含めて話をさせていただきますと、今、行松室長の資料1 - 1の左側の「社会教育の現状」ですね。その一番下の「首長部局や民間団体の活動は拡大する一方、これらとの連携は不十分」、こういう中で、もう社会教育は要らないのではないか、教育委員会は要らないのではないか、生涯学習は首長部局でいいではないかという議論が随分あったわけですね。

そういう中で私の記憶も定かではない部分もありますが、確か第2期東京都生涯学習審議会に、社会教育行政というのは他の部局がやっている、ほかの部局は、今や住民参加の時代だし、アカウントビリティ（説明責任）の時代なのだから、当然住民の方に向けて、ユーザーに対して様々な行政説明をしているし、そこには学習機能があるのだと。それが豊かになってくれば、結果的に社会教育は相対的に地盤沈下してくる。そのままにしておくのではなくて、社会教育が学習のコーディネーターとして他の部局と一緒にやったらどうかという提案をしているのです。

他の部局と、例えば福祉局と生涯学習とか、あるいは清掃局と生涯学習というようにして、住民の学習という視点をコーディネートする。課題は他の部局がいろいろ持っている。そういう論議をして、幾つか検証をしたわけですね。私の知っている区市町村の社会教育主事たちからは非常にそれが勉強になったと言われているので、まさに御指摘のように、連携を丁寧にしていけばうまくいく部分があるわけですね。それを学習支援という点で、もっと我々は責任を持つ必要があるだろうと思います。そういう点では、第2期の生涯学習審議会がきちんと論議をしていたかなと思って聞いておりました。

それから2つ目は、先ほどプライオリティの高い提言と言われましたが、そのとおりで、どうも従来の社会教育行政は、それなりに関係者は頑張っていると言っているけれども、それはやや自己満足、自己充足型の生涯学習になっていたのではないか。行政全体、あるいは住民全

体のニーズからすれば、必ずしもプライオリティの高い学習にうまくつながっていなかったのではないかという論議を第3期東京都生涯学習審議会で重点的に論議をさせていただいたわけです。

子どもはそこで、自己充足型生涯学習から社会還元型・社会参画型の生涯学習への転換、地域づくりへ関与していくという問題提起をしたわけですね。その際に、資料5の中教審中間報告(案)の9ページにあるのですが、子どもはこの「『公共』の課題に取り組む社会教育の振興」ということをもっと考えていく必要があるのではないかと。社会教育法第3条の実際生活ということの持つ意味で論議をしてきて、事実上、第3期で社会参画型・社会還元型生涯学習を論議させていただいたということなのですね。

第4期以降は、その中で子育ての問題が最も不安定になっていないかということで、子どもの問題を地域全体で論議しようと進めてまいりました。そういう意味では、資料5の中教審の中間報告(案)の14ページの「地域社会全体で学習活動を支援する具体的方策」を子どもの問題に引き付けて、学校教育、社会教育の再編成も視野に入れながら少し論議をしようということで、様々な社会教育に関する人材育成の在り方が大きいのではないかと、主にコーディネーターについて言ってきました、それらが随分中教審中間報告(案)に持ち込まれて、16ページに入っております。16ページ以降もそうですし、また10ページもそうですし、入れていただいて、同じような認識になったということで、大変私はうれしく思っているわけでございます。

そういう意味で、これら国の中教審の中間報告等も出ましたので、今後の東京都の生涯学習審議会も、それをより発展させて、我々が言う地域教育総合計画、あるいは中教審が言う教育振興計画を生涯学習という視点でどうつくっていくかが今後の大きな課題になるだろうということでございます。

それは結果的に、行松室長の言われる社会教育行政組織の在り方とか、人材の在り方、施設の在り方、あるいは社会貢献活動 奉仕と呼ぶか、ボランティアと呼ぶか、中教審では奉仕活動、ボランティア体験、ボランティア活動と両方使っていますけれども、社会貢献活動というものをどうしていくかということが我々は問われているという、全く同じ認識をしているのではないだろうかと思います。特に社会教育行政の組織は真剣に考えないといけないのではないかと。指定管理者制度が進めば進むほど、今の状況でいいのかということを考えていたのが第6期の課題でした。これらのことを第7期で論議できればということになるかと思っております。

第6期からの委員の方もいらっしゃいますし、以前からの方もいらっしゃいますが、第2期からずっとかかわった者としては、今のような東京都生涯学習審議会の流れがあり、社会教育行政の在り方に関してまとめると、以上のようなことになるだろうということでございます。

私の感想も含めて整理をさせていただきました。

それでは少し御自由に御発言いただきたいと思います。行松室長、せっかくの機会ですから、よろしければこのままお聞きいただければありがたいと思いますが。

【文部科学省・行松室長】 はい、ありがとうございます。

【大橋会長】 それでは、少し自由に御質問などをいただければと思いますが、いかがでしょうか。せっかくの機会ですから。

【田中委員】 中教審のときも質問させていただいたのですが、社会教育主事の問題が気になっております。私も大学で社会教育主事養成課程を担当しているものですから。

それで、幾つかの点で社会教育主事を御指摘いただき、先ほどの御意見のところでもかなり重要なポイントとして挙げられております。今回のこの中間報告(案)が出た後で、例えば今回書かれている民間からの登用の在り方、また、もう少し広く一般行政に配置するとか、あるいは社会教育主事という資格そのものをもっと社会に広く売り出していくなど、いろいろな議論があり得ると思うのですが、その辺りはこれから省内でどのような議論をするかというのは今後の課題になりますでしょうか。

【文部科学省・行松室長】 これは実はまだ答申になっておりませんで、そういう意味では中間報告なのですね。それで、田中委員がおっしゃる点は次期、中教審の第4期が2月から始まるのですけれども、次の期の課題に具体的には引き継ぎましょうという形になっておりまして、そこは社会教育法の改正の作業の中で具体的に検討をしなければいけないと思っているところであります。

社会教育主事に関しては、何とか減少に歯止めがかかるようなことを考えないといけないと思っております。そのためにどうしたらいいかということも今後、もっと本格的に検討していくことになろうかと思っております。

【大橋会長】 私は、20世紀の縦社会から、21世紀はネットワーク型横社会といろいろなところで書いているのですが、先ほど室長もそのようにネットワーク行政だと言われましたけれども、他の行政もみんなネットワーク行政になっているのです。教育行政だけではないのです。ですから、論議をするときによほど、他の行政分野でネットワーク行政、コーディネーターがどう使われているかと言わないと、教育でしか通用しないような論議になりかねない

危険性があるのですね。

中教審の中間のまとめがこれだけコーディネート、学習コーディネートと言っていますけれども、社会教育主事に幾ら言ったところで、大学を卒業したての人にコーディネートできるのか、どういう資源があるのかなど、様々なことがほかの部署から出てくる可能性が高いですね。ですから、そこは是非大学の先生方が、そういうことを含めて提案をしないと、何となくわかった気になる、他の行政でも同じことを言っていますということになりかねないですね。

【田中委員】 要するに養成と研修とセットなのですね。別に今のままで通用するという事ではないのですけれども、要するに育てる側と活用の側と、セットでどう総合力を高めるかということだと思ふのです。

【大橋会長】 例えば福祉行政というのはもっとコーディネートと言っていますし、高橋委員の分野はコーディネートそのものですし、学習支援そのもの、ネットワークそのものですね。

【文部科学省・行松室長】 そういう意味では、これは古くて新しい問題だと思ふのですが、社会教育主事の専門性は何かというのを今改めて私どもで議論しているのですけれども、「あなたが言っているのは、行政職員として一般的な素養ではないのか」とよく言われるのです。それは会長がおっしゃったように、行政はすべてがコーディネートなので、社会教育主事の言うコーディネートというのが、そこは極めて専門的な部分としてなかなか理解されないところですね。社会教育主事は必置なのですが、置いていないところもたくさんあるので、「どうして置かないのですか」と聞きますと、「いや、置かなくても何とかなっていますから」というようなことを皆さんおっしゃるのです。何とかならない世界をきちんと構築しないとイケないと思ふのです。

【大橋会長】 コーディネートだけだったら、日本は根回しの社会だから、みんな根回しをしているわけで、根回しの一番上手なのは行政の人たちです。そこでコーディネートと言っても、言葉を変えて言えば根回しですから、連絡調整なのだからということになるわけで、よほど何か特化したものがないと、それはなかなか認められにくい。仲間うちで学習コーディネーターというような言葉を使っている、外部からはなかなかわかりにくい。それと同じことになりかねないので、是非そこは大学で検討をいただいて……。

【田中委員】 実は私のところの学生が修士論文でそういうことを取り上げたのです。社会教育主事の行政的専門性と社会教育的専門性と分けて、現状をインタビューしたり、観察したりしてきたら、どうも不要論を後押ししかねない結論になりましたね。要するに、おっしゃったように行政的専門性の方はかなりはっきり着実にやっているのですけれども、社会教育的専門

性と我々が言ってきたものが見えなくなっているのです。まさにこれも、本当に今おっしゃるような課題そのものなのですから。

【大橋会長】 しかも、社会教育主事の学歴が高くて、他と差があって、知識が豊富ならいざしらず、もう世の中にはマスター、ドクターがたくさんいるわけですから、そういう中で学卒の人が社会教育主事で、どういう学習内容編成にお手伝いできるかというのは深刻な問題だと思いますね。ですから、ここまで書き込んでいただいたのは、正直なところ大変だったのだろうと思います。

【村上委員】 質問ではなくて意見になってしまうのですが、社会教育の役割として、教育の質を高めていくために社会資源をコーディネートしていくのが役割だということが書き込まれているところは非常に納得がきました。ただ、では、それをどうしていくかといったときに、社会教育主事という既存の役割の方々をどうするかということにやや傾き過ぎているのではないかという印象を持ちました。

ところどころで民間の外部資源の活用と言われているけれども、基本的には社会教育施設、社会教育主事をベースにした発展論を展開しているという印象になってしまっていて、しかも、例えばそういった機能を果たす社会教育主事を中心とした人たち、コーディネーターの質を担保する意味で、例えば15ページのマルの2番目で、全国的に共通の基準で質を高めていく育成システムをつくるというような、認証システムの構築ですとか、生涯学習の内容を、全国的に基準を作って評価していくとか、いわゆる中央から全国に網をかけていく仕組みを構想しているところで、これはおそらくうまくいかないだろうと個人的には考えております。

それよりは、先ほど行松室長のお話の中に、それぞれの地域にはそれぞれの事情がおりになるというフレーズがございましたが、まさにそこが大事であって、そういった既存の枠組みにあまりとらわれないで、社会教育が今後果たしていくべき役割を担える社会資源をどのように行政、仕組みの中で生かしていくのか。規制緩和であるとか、積極的に地域の活動を発展させるために資源をさらに導入していくとか、そういった支援の仕方を考えていくほうが実は広がるのかなと思います。我々、今期の生涯学習審議会で議論してきた基本的な方向性はそこにあるかと思いますが、そこが大きく違っているというのが私の印象です。

【大橋会長】 社会教育主事論だけで終わりたいとは思いませんが、しかし、大事なことなので。生重委員は社会教育主事の資格はお持ちではないですか。

【生重委員】 持ってありません。

【大橋会長】 けれども、素晴らしいコーディネートをしている。

【生重委員】 私の活動拠点の杉並区では、行政にとってもすばらしい社会教育主事の方がおいでなので、私がおみはこうしたいとか、産業振興課、アニメ振興課とこういうことをやりたいというのを、文句を言わずに一緒に取り組んでくださり、とてもやりやすい環境になっています。

とにかく地域や学校における大人の学び、子どもたちの学び、大人の参画においても、今まで教育に参画できなかった所管課とうまく協力し、連携することの重要性を理解していただくことにより、教育行政のみならず、ほかの課も子どもたちに対して教育や、学校外の活動の中での協力という意味で広がっていきます。また、町会、自治会、防災会など、地域の、普通学校と御縁のないような御高齢の方から若者まで、さまざまなジェネレーションのたくさんの方々が地域の中で子どもの安全・安心を守ってともに育っていくという環境づくりにつながる場所がありました。私は学校教育をコーディネートするという珍しいことを最初からやっていたので、そういうところはかなり意識して活動してまいりました。

少しだけ感想を申し上げたいのですが、社会教育主事の方たちも本当に頑張っていたかと思えます。私は他県に講演などに行かせていただいた際にも次のように話します。社会教育主事の役割はとても重要で、地域の方たちとしっかり向き合って、何が必要とされているかを的確につかみ、周りの人たちにどううまく動いてもらうかということ、研修などで学んでいただきたい。どうしても人間一人でやることにはかなり限りのあることが多い。地域の方たちにそういうことを広げていって、御活躍していただく機会を多く設定することによって、その方の信頼性も上がりますし、そこにおける公民館の重要性とか、社会教育主事の重要性も必ずセットでついてくる。そういうことは地方においてほど、より重要な形なのではないかと。

東京は比較的企業も、NPO、NGOも、幅広い活動をしている団体が多くございますので、そういうところとより広くネットワークを図りながら、今進めているようなことを一層広げていただきたいと願っています。例えば東京都でも他区の場合、まだどうしても施設主義というか、自分のところの個人の学びにこだわっているという嫌いを感じることがあります。今までやってきたことの枠から外れない限り、幾らいろいろなところから方向性を示そうが、現場の方たちが変わっていかなければ、そこが広がっていかないのではないかと懸念しています。

ですから、大学などの養成機関が若い人材を社会に送り出す際に、人との連携において、広い視野に立つことができるような人材に育成していただきたいと考えています。

【大橋会長】 先ほど村上委員も言われましたけれども、東京都の生涯学習審議会は地域教育プラットフォームの担い手は社会教育主事でなくてはならないとは言っていないのですね。そ

れから、行政が応援しなくてはいけないとも言っていないわけです。いろいろな人が多様にそれを運営してもいいのではないかと。ある意味では新しい競争原理で、能力があるところが取り組むという枠組みで、縦社会ではないのですから。20世紀の縦社会のときには枠組みで法律を決めて、その制度で取り組んでもらう形でしたけれども、今後は力のある、自主的に専門職として認められるようなことが求められます。できなければ、それに代わるNGO、NPOがいっぱい出てきているというのが東京都のスタンスだったのです。地方の場合にもっと違う部分があるかもしれないというのが、今、生重委員が言われた部分ではないかと思うのですが。

相川委員、いかがですか。

【相川委員】 経験的、実感的に幾つかあるのですが、私は学校に勤務してまして、その後、社会教育課で社会教育指導員を8年間やりました。その中で感じたことですが、学んでいる人たちが、いろいろ相談に来ます。その相談にストレートに答えられる人は社会教育課の中にはめったにいません。いろんなニーズを持って相談にきます。総合的に考えなければいけないのですが、ボランティアセンターに行ってみたらいかがですか、これは福祉関係課等に行ってみたらいかがですかという形になってしまう傾向があります。

結局、行政という箱の中にいると、行政と一緒に人間も人の枠をつくってしまうと思ったのです。私が出た8年間というのは、生涯学習という言葉が地域、地方に定着し始めた時代でした。そうすると、やはり最初は与えるものという意識がありました。でも、だんだんそれでは通用しなくなって、ネットワーク型の社会の中で人々の学びを保障するということが何をすることかということが非常に問われるようになりました。それが同時に社会教育行政をだんだん下火にさせていくのですが、もう役に立たないから、自分たちでやるから、場所だけ貸してくださいという声がたくさん出てきた中で、横につなげる役割の人が出ることによって、その地域の課題を解決する人たちが生まれてきたりしました。それは環境の問題であったり、あるいは子どもにかかわる活動であったりしますが、つなげる人がいて大きな力になりました。

私は子どもの活動をそのときに始めたのですが、社会教育の枠を外れることによって、その地域の子どもにかかわる人々を集めたということがあるのです。経験的に言うと、枠の中に入っている考え方である限り、ネットワーク社会での地域のつながりをつくるのは非常に難しい。地域のそういう新しい考え方をもっと社会教育に取り入れて、生重委員のような方が社会教育行政にすっぱり入って変えていくということがないと、そう簡単には変えられないだろうと思います。

【大橋会長】 多分内閣府が言っているソーシャル・キャピタルとか、ソーシャル・ガバナンス

スというのは、ある意味ではネットワーク型の住民のエネルギーをどうコーディネートするかということに尽きると思うのです。社会教育もそのことを考える必要があります。そのコーディネーターはどういう人なのかということをつランクに考えながら、従来の養成制度との関係をどうするかということなのでしょうね。

【香月委員】 社会教育行政ということから多分私が一番遠いところにいるのではないかと思います。この感じがするのですが、コーディネート機能について、生重委員と相川委員のコーディネートとは全く別のことに考えていましたもので、ああ、生重委員や相川委員のようなことを社会教育主事の方がなさるのだと思って、びっくりしました。

相川委員と一緒に渋谷区でも活動させていただく予定にはなっているのですが、私と同年代の人たちは、社会教育とか、学校教育とか、生涯学習と言われても、一般の人はほとんどそれとは関係ないということなので、まさに相川委員のおっしゃるように、もし本当にソーシャル・キャピタルということであれば、枠組みを一旦外して考えなければならないのかなという気がいたしました。

それから、青少年の規範意識の低下というようなことを行松室長が書かれていましたので、先ほど何回か生重委員がおっしゃったキーワード、すなわち、つながっている、つなげるということですが、やはり子どもも母親も社会とつながっている、地域とつながっているという気持ちが一番大事なのではないと思います。

以前、ある私立中学校に呼ばれまして、講演をさせていただいたときに、その地域にお住まいの著名なマナーの先生も一緒に呼ばれたのです。そのマナーの先生が、「実はこの学校の生徒は公園で爆竹は鳴らすわ、何だかんだと地域に迷惑をかけて、一度学校に電話をかけようかと思ったぐらいなのよ」とおっしゃるような子どもたちなのですが、とても規則の厳しい学校で、聞くと、その学校の先生方は「うちの子どもたちはとてもきちんとしています。あいさつもしっかりしますし」と。実際に廊下で会うと、みんなきちんとあいさつをするのです。授業も静かに聞く。正直申し上げて、公立学校などに行くと、ほとんどの生徒が聞いていないところもあるくらいなのに、そこは全員がしっかりと聞いているのです。

ところが、そのマナーの先生は、「一歩外に出ると、公園で爆竹を鳴らしたり、校庭から泥を外に出してしまったり大変なのよ」と言っていました。ただ、彼女が学校に講演に行った際に、「この近くに住んでいます」「後で犬の散歩のときにもう一回会いましょうね」と言って帰ったのです。

そういうことがあってから、生徒さんたちも、ああ、自分たちの学校は私立だけれども、地

域の人たちと無関係ではないということに気がついたようです。そして、マナーの先生も、もしかするとこの子たちは、本当は悪い子たちではないかもしれないと思えてきたそうです。その「つながっている感」がとても大事なのではないかと思ったので、やはりつなげていくということが、ネットワークとか、連携とか、言葉で言うほど簡単ではないので、是非国でもしっかりとこのネットワーク、連携ということを打ち出していただければありがたいと思いました。

【大橋会長】 少し視点を変えたいと思います。どうぞ。

【高橋委員】 今、公共という言葉が出ていますが、「教育目標の一つに」というのを読むと、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」とありますが、この態度を持っている大人がどれだけいるかということが今一番問題だと思っています。ですから、教育を言うときに、私たちが教育をする側、受けるのが子どもという位置付けについて、私たち自身の生き様そのものを今考え直す時期なので、子どもたちも一緒に、その地域の中でどう育っていくかという視点を私たち自身が持たなくてはいけないのではないかと思います。

ですから、コーディネートでつなげると言うけれども、つながるそれぞれが社会をつくる主体としての責任をどれだけ自覚して動くか。その中に子どもたちをどう巻き込んでともに動くか、社会のために働くかという考え方、社会奉仕というのも、子どもたちにさせるというよりも、大人が、私たち自身がどうするかという、その中に子どもも同じ仲間として入れるということが大事ではないかと思います。

それから、社会教育主事のお仕事がどういうものなのかわからなかったもので、今伺ったのですけれども、ただ、それは専門家ですから、私はその立つ瀬といいますか、それを大事にしないといけないと思います。ですから、学校教育の中では学校教育に携わっていらっしゃる方がやはり専門家ですし、ただ、世の中全体が非常に複雑になってきましたし、学校教育の役割も変わってきたので、社会教育主事の方の役割をもう一度とらえ直そうというチャンス、その研修の中に、いろいろ地域の学校外の人と一緒にやっていくというのが大事だと思っています。

ですから、今は学校教育とか、子どもへの教育ではなくて、地域を、あるいは私たちの国をどのようにつくっていくために私たちが何をするのか、そのときに次世代を担う子どもはしっかり頑張してほしい、一緒に私たちとともに頑張りましょうという感じが今一番大事なのかと思います。感想でございますが、そのように思いました。

【大橋会長】 高橋委員は日本フィランソロピー協会の理事長ですが、私が今、しきりに言っ

ているのは、21世紀の新しい社会哲学が必要であって、その社会哲学は博愛ではないか。つまり、自由と平等を自分が望めば望むほど、社会的に博愛という哲学を行動に移せる能力を持たないといけないのではないだろうか。「カラスの勝手でしょ」というわけにはいかないのだと、多分そういうことを高橋委員は言いたかったのだろうと思いますね。博愛、フィランソロピーというのは、何も企業のフィランソロピーだけではなくて、個人個人が社会に対して何ができるか、何をすべきなのかをもっと社会哲学として考える時期に来たということであろうと思いますね。

先ほど視点を変えようと言ったのは、お示しいただいた教育振興計画をこれから国のレベルも都道府県も基礎自治体もつくるということなので、その教育振興計画を、我々の生涯学習審議会が地域教育総合計画と言ったのですが、なぜ地域教育総合計画と言ったかということ、教育委員会だけで囲い込んでいてもよくないのではないだろうか。ある意味では首長部局も巻き込みながら、全体の地域教育をどう考えるかという意味も含めて、それから学校も社会教育も含めた「総合計画」が必要だと考えたからです。教育基本計画と言うと、どうしても学校中心に考えがちですから、我々は「地域」をつけ、なおかつ「総合」をつけようということです。それから、地域教育計画と言うと、昔の戦後初期のプランがいろいろあるものですから、紛らわしいので、地域教育総合計画という言葉を使ったのです。

したがって、今回の教育振興計画というのはどういう枠組みで、どういうことを目指すのかよく見えないのですが、せっかく今日は坂井委員、野田沢委員がいらっしゃいますので、坂井委員は地域教育総合計画のときには委員でいらっしゃいましたので、今日の教育振興計画、また、それにこだわらずに、今日の行松室長の御報告も含めて、いかがでしょうか。

【坂井委員】 よく子どもは社会の宝と言いますね。社会教育の中ではずっと言われ続けてきたわけですがけれども、本当に子どもを宝にするような磨き合うシステムがあったかといったら、実はなかったと言えるのではないのでしょうか。学校は学校、地域は地域で分かれていたのです。私も、実際に学校に入ってみて敏感に感じたのは、教師は、子どもたちは自分たちが育てていると思っているのです。地域の中でいかに子どもたちが多様な経験を積みながら育てているかということはあまり知らないのですね。

そういう意味では、この生涯学習社会という形で切り込みができたときに、本当に子どもたちは生涯学習社会の、特に公立小学校などはその基盤に当たるということすらあまり考えていない学校関係者が多いように思います。今回の中間報告の中で学校をかなりクローズアップして取り上げていただいているので、大変いいような気がしています。

実際に子どもたちの成長を見ていると、学校では基本的には教科学習が主要な部分でして、いわゆる人間性、社会性を育むという部分はそれほど多くないように思います。そういう経験の場も少ないのです。本当に学校が地域と連携しながら社会性を育み、人間力を高めるような教育のシステムをつくっていかないと、過去のように、いわゆる知識偏重と詰め込み教育に偏ってしまうと思います。

教育再生会議では、ゆとりや、総合的な学習時間の見直しもやろうとしていますけれども、どこで子どもが本当に育っているか、よくよく見ていかないと、学校だけで学力向上を図っていかうとすると、またとんでもない間違いをすることになりますので、その辺りは中教審で本当にしっかり審議していただいて、総合的な子どもの教育、要するに生涯学習社会における基盤に当たる小学校は何をすればいいのか、どんな教育体験をさせたらいいのかをもっと具体的に提言していただくと、学校現場は非常に助かると思います。

【大橋会長】 坂井委員、教育振興計画とあって、それは生涯にわたる教育全般をやるわけです。どうしてもボリューム的には子どものところに目が行きがちですが、一方で次世代育成支援対策法があるわけですね。それで、次世代育成計画は法律で義務付けられてつくったわけです。そういう次世代育成の中のかなり重要な部分は教育ですね。教育長の立場と市長の立場といろいろあるのではないですか。

【坂井委員】 行政がどういう視点で取り組むかによって全く違ってくるとは思いますけれども、小平市の場合ですと、次世代育成については、次世代育成部青少年男女平等課が担当しているのです。

【大橋会長】 福祉の分野ですか？

【坂井委員】 福祉ではなくて、首長部局の中にそういう部局を新たにつくったのです。そこでいろいろ調査検討しながら、また多方面の方たちの意見を聞きながらつくるのですけれども、以前はそこに教育が関わっていなかったのです、子どもを扱っていながら。今は提言をする前には教育委員会と調整しながら、かなり意見を取り入れていただくようにしているのですけれども、よく縦割り行政と言われるように、首長部局と教育委員会は決していい関係でないところが多いのです。その辺りを上手にしていけないと、あちらでは勝手につくっている、こちらではそうはいかないということになってしまいがちです。よく総合教育と言いますが、本当にその辺りをしっかり連携してつくっていかないと、やはり学校ではできないとか、地域はそんなことを言われても困るということになるとは思いますね。

【大橋会長】 私の知っている長野県茅野市のどんぐりプランというのは、福祉と教育が一緒

になって、市長部局でまとめたものですが、そんなに縦割りなどというほどではないのではないかと思いますけれども、やはり縦割りでしょうか。

野田沢委員、いかがですか。

【野田沢委員】 その前に、第6期の審議会でなぜ子どもの教育に特化した議論になったのかということが、先ほどの大橋会長の第2期からの経緯のお話でようやくわかったような次第です。

本題に入りますが、確かに坂井委員がおっしゃったように、私どもの台東区でも子育ては福祉関係で区長部局が担っています。一方、幼児の家庭教育はやはり教育委員会なのですね。そういった部分で、区長部局との役割分担というか、連携に非常に問題があるのは事実だろうと思います。

今現在、国の方でも、青少年の関係、スポーツ、文化については、従来は教育委員会でしたが、今度は区長部局でもいいという議論があり、そのように進めている自治体の例もあるということです。その辺りもよく見直していただきたいと思いますし、総合計画の中でよく連携をとって、当然、教育という括りの中で連携をとりながらやるべきだろうと思っています。現在も他にもたくさん縦割りの弊害の部分がありますので、そういった意味ではこういう機会をチャンスに見直しをし、連携をさらに強化すべきだろうと思っております。

【大橋会長】 教育振興計画と我々が言っていた地域教育総合計画との兼ね合いについては、何かありますか。

【野田沢委員】 総合計画という名称がなぜ付いたかは実は今日教えていただいたようなところがございまして、私は今期だけでしたので、今の時点でコメントはなかなか難しいですね。

【大橋会長】 総合的にとらえないと難しいということなのですね。

【坂井委員】 後で紹介しようと思ったのですが、小平市は東京都の子どもの生活習慣確立の重点施策を引き受けまして、取り組んでいるのですけれども、まさにここが総合的に取り組まなければいけない1つの大きな仕事ではないかと思います。小平市はこの生活習慣確立のプロジェクトを引き受けたときに、教育委員会だけで取り組んでも、うまくいかないだろうと思いましたが、そこで、例えば首長部局の保育課、健康課、あるいは教育委員会の学務課、生涯学習推進課と小・中学校が一体となってこれからの子どもの生活習慣を確立するためにどのようなプログラムをつくったらいいかを検討して、それぞれの部局が協力し合って仕事をするにしましたのです。

そういうふうに、子どものことを1つ取り上げて、教育行政で取り組む子ども施策と首長

部局で取り組む子ども施策に、つながりがないと困るのです。教育振興基本計画は教育委員会だけではなくて、行政全体と一緒に考えてやらないと、ちぐはぐになってしまうような気がします。

【大橋会長】 当時の文部省が昭和52年から始めた婦人ボランティアセミナーという国庫補助事業がありますね。山口県宇部市が婦人ボランティアセミナーというのを受けて、30年間続けています。途中から「婦人」だけを対象にするのではなく、「ボランティアカレッジ」としたのです。実はこの間、私も52年からずっとおつき合いをされていて、30周年の集会に呼ばれて行って来たのですが、すごいと思ったのは、文科省の子ども居場所づくり新プランとか、地域子ども教室推進事業と厚生労働省の学童保育が一緒になっていて、小学生の97%が放課後参加している。子どもたちを見ているのは、老人クラブから始まって全部地域の人たちだそうなんです。こういうことができるのです。

私は非常に感動して、東京都の地域教育プラットフォームというのはいいなと思っていたけれども、同じようなことをやっているところがあるのだと思ったのです。30年間ボランティアを育ててきて、その人たちがコーディネーターになって、片や学童保育で、片や子ども居場所プラン、子ども教室、みんな地域の大人が遊びの先生になっている。体験は農作業から始めて、いろいろなことに取り組んでいるのです。こういう実践が行われているということは捨てたものではないので、そういう実践を丁寧に掘り起こしていけば、かなり可能性はあると思ったのです。

そこは通学合宿も全部地域の方々がお手伝いしてくれているのです。そこから学校に通っているという状況を見ていると、やはり新しい動きが出てきているのではないかと感じます。ですから、教育振興計画を机上でつくるのではなくて、小平市の実践もそうですけれども、こういう事例を丁寧に我々が挙げてみると、これからの子育てというのは意外と悲観的ではないのではないかと思います。それを行っていくと、子どもたちが地域であいさつすることが自然になってくるということですね。先ほどのマナーの先生の話も、そういうことだろうと思っていました。是非、教育振興計画だけが机上論的にならないで、こういう実践を踏まえながら、新しい教育システムを地域でどうつくるかということを論議していただけるとありがたいと思います。

そこに実は企業の方々も参加しているのです。太田委員は企業の立場から、企業も資金援助だけの時代ではなくて、いろいろお手伝いできるということをご紹介いただきたいと思います。

【太田委員】 今日皆さん素晴らしい発言をされて、行松室長だけではなく、総理にもおいでいただければよかったのではないかと、そんな気がしながら伺っていました。

今日の話で少し自分の考えを述べさせていただきたいところがあるのですけれども、ここに「新しい時代を切り拓く」とか、「新しい時代にふさわしい」ということが書いてありまして、ここの部分がもし真剣に認識されているのであれば、今のような皆さんの御発言は素直に受け入れていただけるのではないかという気がいたしました。

皆さんがおっしゃっていることは、例えば連携であり、コーディネートであり、ネットワークであり、あるいは縦割りでないといったところであり、一方で、ある部分、インテグレート（統合）していかなければいけない部分もある。そのあたりが多分これから考えていく上でのキーワードになる部分で、そういう点から言うと、社会教育行政と学校教育行政の連携や、インテグレートといったものも非常に重要になるでしょうし、文部科学省は先取りしたのかもたしめられないですけれども、そういうインテグレートするコンセプトから言うと、生涯学習という考え方のほうがいいような気がします。生涯学習という観点から見たら、もっともっと新たな視点からやっていける部分があるのではないのかと思います。

たまたま先ほどの中間報告を見ていたら、企業のところだけに「ワーク・ライフ・バランス」と書いてあるのですけれども、これは単に企業に限らず、市民にとってその部分は非常に重要になる部分だと思います。特に今抱えている課題と同時に、これから抱えるであろう課題を考えたときに、やはり非常に重要なコンセプトとしてのワーク・ライフ・バランスがあると思います。ライフという部分は、まさに家庭であり、地域であり、こういった部分できちんとベースができてることが非常に重要なわけです。その中で先ほどおっしゃった社会資源というものがいかに有効に生かせるのか、ここの部分が非常に重要です。

特にこれからの社会を考えた場合に、多分、高度緊張社会とか、高度ストレス社会といわれる部分が、それがうまくいかないと犯罪や、社会不安につながっていく。ここの部分がきわめて重要だろうし、ワークといった部分でも、もうブリックス諸国（Brazil, Russia, India, China）の急発展はものすごいわけですから、日本人がこの中で豊かな生活を維持していくためにはどうしても高度化していかなざるを得ない。いわゆる高度専門職的な、あるいは高付加価値のものを生み出していくといったことが特に求められるようになると思うのです。そういう観点に立って、こういった教育振興基本計画を整備していく必要があるのではないかと思います。

そうすると、先ほどから複数の方がおっしゃっていますけれども、それは単に文部科学省、

あるいは文部科学省の中の何々課というレベルの話ではなくて、もっと大きなレベルの話なのではないかという気がいたします。そのきっかけとして、この中間報告にもありますけれども、例えば放課後子どもプラン、これは厚生労働省と一体になって進めていくとか。

大人が生涯学習をやっていく場合に、これは今もそういう体制がとられているのかどうか分からないですけれども、昔スウェーデンのある人から話を聞いたのですが、やはりどんどん自分の能力を高めていかなければならない。キャリアアップしていかないと、世界に伍して競争に打ち勝っていくことができない。

彼はどういうことをしているかという、これは国家財政がかなり問題になるのですけれども、失業保険が8割ぐらい払われるということを言っていました。今は幾らなのか知らないですけれども。ですから、年収が1,000万の人は失業すると800万もらえるんですね。2年間くらいに限ってもらえると彼は言っていました。そうすると、その間、彼は大学院とか、いろんなところに通うというわけです。その間に能力を身につけて、それで次の職探しをする。そうすると、次は1,500万ぐらいの職にありつくというわけですね。1,500万の職でいるんなことをやって、また限界が見えてきたら、その1,500万のところで失業するわけです。そうすると、8割だから、1,200万くらい失業保険をもらい、それでまたいろんなところに行っ勉強してというわけです。

だから、これは財源的な裏づけがないと、なかなかそれはできない。今、例えば英語などを習いに行っ身につけ、証明書をもったら費用を援助してくれるというのがありましたね。あのような制度でもいいけれども、やはり日本社会全体が安定性とか健全性のようなことでも国際競争力を持つべきだろうし、経済面、メガコンペティション（業界を超えて地球的規模で競争を行う状態）という部分でも競争力を持つような、そういう社会をつくっていくために、単に社会教育や学校教育の視点にとどまらないで、基本計画をつくるにしても、生涯学習といった観点から設計されるといいという気がします。

【大橋会長】 職業訓練給付費制度はまだ今でもあるわけですから、それは大いに活用してもらおうにしても、確かに21世紀の社会システムの中で、中央省庁の再編成とか、道州制ということが出てきている中で、大胆に論議をしてみる時期ではあるのでしょうか。そういう新しい社会システム、社会哲学の中で教育振興計画をどう考えていくのかというふうに発想していかないと、従来の枠組みの中でやっているとまた同じことになってしまうという、代わり映えのないことになるかもしれないですね。是非、経済同友会でその辺りを、できれば安倍総理大臣においで願って、そういう話を是非していただきたい。

水谷さん、日本商工会議所はどうか。

【水谷委員】 私は東京商工会議所の立場から、1つだけ質問させていただきたいのですが、先ほどのお話にありました教育再生会議の第一次報告について、学校だけではなく、地域と家庭を一体的に考えなければいけないというベースがあると思います。再生会議の第一次報告で出てきた内容は、中教審のこれまでの方向性を補強してくれているものだというような話も新聞に出ていましたけれども、大体そういった延長線上で考えられていて、中教審で対応していけるものだという感触はお持ちでしょうか。全く違う視点が出てきているということはないと思いますけれども。お答えしにくいかもしれませんが、大体その中で対応可能という方向なのかという感じをもったのですが。

【文部科学省・行松室長】 いろいろこの再生会議報告に御批判もあるようなのですが、社会教育という目で見たととき、そういう意味では非常に我々は追い風と感ずるのでですね。社会教育、生涯学習が責任を持つとは書かれていませんけれども、だれがやるんだと考えたときに、やはりそういう役回りは社会教育が担っていかなければいけないし、官邸の会議で強い方向付けがされたことは大きいと思っております。ですから、まさにどっちがどっちというわけではないですけれども、今回の中教審の報告もまだ中間報告ですから、こういう視点も入れながら具体的に検討していくことになると思います。

【大橋会長】 ありがとうございます。

やはり教育の中心は学校で、我が生涯学習審議会も学校をどう支援するか。また、学校にしわ寄せをしないで、肩の荷を抜いてもらいながらだけれども、学校は大事だよというスタンスなのですが、荒川委員、小川委員、向井委員、要望なり御意見なりどうぞ。

【荒川委員】 いつも言っていることなのですが、学校と地域と家庭の連携、これは言われて久しいですね。結果としては連携でしょうけれども、実際には最初に必要なのは人のエネルギー、パワーですよね。それにあわせて私は、学校は地域に育てられていると実感しています。それは小・中・高校の中で、小・中学校はもちろんでしょうけれども、私は高校もそうだと思います。

例えば、生徒は朝の8時ごろから学校に来ます。それで、授業が終わるのが3時、4時。そこから部活動をやる。部活動の加入率は今かなり高くなっています。そうすると、6時、7時まで、12時間学校にいるわけですね。その前後、行き帰り、または途中で出たり入ったり、それは地域の人がかかわっているわけですね。そういう意味では、学校と地域のかかわりは毎日連続しています。皆さんが例えばNPOでかかわるのは、1つのイベントですよね。1年間

のカリキュラムの中である時期かわる。そういう非常に一極集中的なかかわり方です。しかし、学校というのは連続性です。地域の人は毎日学校を見ている。つまり、学校は地域に見られている、育てられている。そういう意識は非常に必要であり、今そういう意識が広まっています。

特に高校ですが、かつて、高校には威厳があって、外から入りづらい、敷居が高いと言われてきました。でも、今は非常に垣根を低くしまして多くの人が入り出しています。これはまさに今議論されている流れになっていることは間違いない。ただ、悪く言えば先ほどお話ししたように学校に12時間ぐらい生徒を拘束している、よく言えばそこで子どもたちは生活している。この学校というものをやはり核にしなければ、幾ら外が頑張っても、学校がノーと言えれば難しいところがあるのです。

ところが、我々は小・中学校・高校という公教育の立場にある。公教育の立場で、周りの社会教育や、自由な教育人材が自由に入って来られない部分、また、我々が自由に出ていけない部分、これは以前小川委員がやはり我々の立場上の問題、もっと言うならばサービス上の問題、そういったものもかかわっているとお話しされましたが、いかに学校が自由に周りに関わっていけるか。つまり、学校の中に実はコーディネートできる人材があるのですが、それを今まで使えなかった。そして、生重委員のようにパワーのある方が、まさに学校の職員と同じような立場でコーディネートできる、これはすばらしいことです。ですから、一番手っ取り早いのは、学校の中に常に机、椅子があって、そういう人材、コーディネートできる人たちが常駐できればいい。それを学校側ですることも必要でしょうし、自在に学校の中に入って活動できることが非常に必要だと思います。

それからもう1点、青少年の規範意識等々とあります。我々は健全育成というと、マナー、エチケット、必ずそこからなのですが、いつも出ていなくて気になるのは、マスメディアですね。マスメディアは地域の中に入らないのでしょうか。

この間の例のいじめの問題ですが、学校がすべて責任を負うような形になった。あれはまさにマスメディアの力です。今、学校の教育力をあれこれ言いますが、マスメディアの影響力はすごい力を持っています。マスメディアというものは、地域の教育の中に入るのか入らないのか、あまり出てこないですね。この審議でも出てこなかった。しかし、それは私どもとしては非常に考えなければいけないことだと思います

それからもう一つ、マナーの事例の1つとして、例えば子どもたちの携帯電話ですね。電車の中で今携帯で話をする子は非常に少ないですね。ほとんどメールです。なぜかという、車

内のアナウンスで、マナーモードにしてくれ、携帯を切ってくれという。これは効果があった。このように、公共の施設は子どもたちのマナー、エチケットを教育していけるかなり大きな機関というか、場所であると思っています。ですから、こういう公にアナウンスできるところをもう少し健全育成、規範意識、地域の教育力の中に含めていく必要があるのではないかと考えています。

【大橋会長】 時間が気になりますが、ここまで来ましたら全員の方に話していただきましょう。向井委員、小川委員、最後に葉養副会長にと思っています。できるだけ手短かにお願いします。

【向井委員】 先週を振り返りますと、土曜日がもちつき大会で、子どもたちが十数名、地域のイベントの協力をボランティアで出ていますし、その2日ぐらい前には地域の方の講師を15名ほど学校にお招きして、子どもたちが職業人の話を聞く機会を設けました。どちらも地域の教育力によって、学校も子どもも育てられているわけなのですが、ふと振り返りますと、そこには社会教育や生涯学習課というセクションの方の影が全然ないのです。なぜなのかと思うのですが、実際に生涯学習課の方と話をしますと、今の国の動向は昔と違うということは十分わかりなのです。ただ、それは頭の中だけであって、体の方はまだ昔のままという感じがしました。

こうやって地域の力に沿っていき、支援していくのがそのポジションだとするならば、例えばそういう場所に来て、若しくは学校に来て、何か支援することはないですかと聞かれてもいいかなと思うのです。そうしたら、実はコーディネーターの方がもっとたくさん欲しいですとか、こういう学びを求めている人がたくさんいるのですという話が直接できるのですが、社会教育の方が率先して動いていらっしゃる気配はあまりない。私の勤務校があるのはたった10万人の小さな町ですから、それだけの人材が配置されていないのかもしれないのですが、私を感じたのは、頭の中は切りかわっても、まだ体質的には10年、15年前のままではないかなということでした。

【大橋会長】 学校と地域とコーディネートする部分に社会教育主事ではなくて、地域教育コーディネーターのような人も必要ではないかという話は随分させていただきました。

それから、先ほどの荒川委員の話は、学校の管理をもう少し柔軟にして、学校のマネジメントの責任と同時に緩やかにしたらどうかと。それは小川委員の前からの主張ですが、せっかくの機会ですからどうぞ。

【小川委員】 そのことを言おうと思ったのですが、先に言われてしまいましたから、短くお

話したいと思います。先ほど太田委員の話で新しいとありましたが、新しいものをどうしていくかという、この施策を具体化するときに、学校は何ができるのかということを考えます。多分、地域の活動の中に学校の占める位置は、教育的な施設設備も含めて、大きいものがあると思っているのですが、では、それをどう活用していくかという、新しいシステムがなければきっと難しいだろうと。

例えば食育だ、野菜を作りましょうということになりますね。私の学校に、ある程度ならば地域の人たちに野菜を作っていただく場所がありますので、お貸ししたい。でも、多分これを貸すとすると、どうして特定の人に学校は貸すのですか、都民に平等にやってくださいとなる。私は学校のある世田谷区の人に使ってほしい、遠方の人に来てもらっても地域活動としてはあまり意味がない。でも、都民に平等にとなればうまくいかない。簡単に言えば、それが学校長の権限で何とでもできるような形にしてもらってもいいのではないかと思います。ただ、今までのシステムがあると思いますので、そのシステムそのものを変えるのは大変だろうと思うのです。建前は都民全体に開放しないとイケない。

そうであるならば、私は無秩序ないいかげんはいけないけれども、ある意味では柔軟な発想の「いいかげん」といったシステムそのものの柔軟化を考えていかないと、施策化するときにあちらでぶつかる、こちらでぶつかる。一番ぶつかるのは、先ほど縦割りという話がありましたが、結果的には行政の縄張りのところでぶつかる。その縄張りのぶつかりが全部一遍に来るのは学校と地域で、そこの接触がつかなくなるのではないかと一番感じているところです。

【大橋会長】 それでは、最後に葉養副会長、ひとつコンパクトにお願いいたします。

【葉養副会長】 文部科学省の資料を拝見して一番に、生涯学習政策局と初等中等教育局のすり合わせはどうなっているのかということ率直に言って感じました。それが結局、この生涯学習審議会でも繰り返してきているようなところがあると思うのです。指導部があって、学務部があって、生涯学習スポーツ部がある。どうも国も縦割りでできているような感じがするのです。ですから、その辺りがどれほど初等中等教育局、教育企画課辺りにメッセージとして、あるいは共感的な理解として届いているかということを感じました。

やはり現実には具体的な仕組みの中で苦しんでいるところがあるのですが、今私がかかわっている仕組みが幾つかあります。杉並区の学校の学校運営協議会の会長をしているのですけれども、この前、そこも10月に立ち上げたばかりなのですが、学校評価に取り組みたいので、それにかかわる話をということで川崎市の小学校に行ってきました。教育再生会議の第一次報告にも出ているのですけれども、なかなか住民も先生方の世界も一枚岩ではない。管理職と一般

の教諭の間もしかりで、いろいろなところにすき間やずれがあります。それが現実なのですね。そういう現実の中で、しかし、学校があり、地域があって、そのボーダーのところを何とか埋めていかないと、恐らくこれからの学校教育も行動ができないというのもそのとおりだと思います。

ですから、具体的にボーダーのところをどういうマネジメントによって埋めていくか。その場合に、コーディネーターはボーダーマネジメントを行う主体なのか、あるいはマネジャーが別個にいて、コーディネーターはコーディネーターとして配置される構造になっていくのかなど、やはり学校と地域のボーダーのところのマネジメント課題はかなり現実問題で大きいのですね。

学校運営協議会は方法的な背景をもとにできたのですけれども、どういう役割なのかというところから原理的な議論を始めないと難しいことがあって、結局、法律は教育基本法の改正でできたけれども、学校と地域の間をつなぐシステムがまだ必ずしも安定した形に固まっていないということではないかと思うのです。

そういう意味で、この審議会で地域総合教育計画という観点を出して、会長がおっしゃる地域教育行政という第3の分野をつくったらどうか、それは全くそのとおりだと思うのです。その辺りを本気で考えていかないと、結局、単発的にいろいろアイデアが出てきて、教育基本法が改正され、学校運営協議会が設置できて、公立学校も学校理事会のようなものができたということですが、その全体構造が必ずしも整っているのではないのです。ですから、そこを第7期の生涯学習審議会でも検討していただけるといいのではないかと思います。

【大橋会長】 ありがとうございます。

大変貴重なまとめだと思います。ずっとここ何期か論議しておりました従来の学校教育、社会教育という枠の中だけでやっている、どうも進まないのではないかと。市町村が生涯学習に責任を持っていく部分がある。とりわけ社会教育という視点からの責任はとても大きいのではないかと。そうした場合に、学校と地域をつなぐ地域教育行政みたいなシステムをつくらないと回らないのではないかと。そういうことも含めて、地域教育総合計画という発想をしようというのが2期前の話でしたので、今後、教育振興計画を策定される際に、それらの視点が盛り込まれるとありがたいと思っていますし、行松室長においては是非今日の論議を踏まえて、そういう視点で第3の教育行政といったことを言っていただくと、かなり理念が具体化する可能性があるかと思ったりしておりました。

本当に長時間おつき合いいただきましたが、感想も含めて何かございましょうか。

【文部科学省・行松室長】 本日に今日は貴重な御意見を伺いました。自分の話がどこまで参考になったかわかりませんが、私としてはここで皆さんから承った御意見が非常に参考になりました。また役所に帰って、こういう話があったということを実体的にいろんな話ができるかと、私は非常に喜んでおります。

そういう意味では、まだ先が長いのですけれども、いろんな御意見、特に私どもとして一番よりどころになるのは、現場でいかに良い取組があるかということでありまして、そういう意味で社会教育の重点課題を私個人の意見で申し上げましたけれども、そういうことを申し上げられるのも、やはり東京都さんの取組に背中を押していただいている部分がかかなり大きいわけでありまして、そういう具体的な事例を積み上げていく必要があります。

私どもの視点というのはオール・ジャパンで見えていますので、なかなか思い切った線を出しにくいのですけれども、そういう意味では、地域の実情に即した動きをうまく我々のほうで取り込めるような横断的な仕組みはどういったものがあるのだろうかということは今後一生懸命考えていきたいと思っておりますので、またいろんなご意見を承りたいと思っております。今日は本当にありがとうございました。

【大橋会長】 どうもありがとうございました。

本当にお忙しい中をお出でいただきまして、太田委員から、安倍総理がお出でくださったらもっとよかったという話がありましたが、機会がありましたら、室長、その旨も伝えていただければと思います。

部長、何か最後にございましょうか。

【生涯学習スポーツ部長】 最初に会長からお話がありましたように、この中教審の中間報告を拝見して、東京都の方向性が間違っていなかったということは本当にうれしく思います。やはり都と国と、日本全国を視野に入れなければいけない辛さがあるのだと、伺っていてつくづく感じたのですけれども、私は今日の委員の方々のお話を聞いていて、香月委員がおっしゃったと思いますが、現場においてはもう学校教育だとか、社会教育だとか、生涯学習だとか、そういう枠組みで考えていないと。そこに何か真実があると思いました。

東京都とか、あるいはそれぞれの学校単位とか、区市町村のレベルでは、国ではなかなか法律を所管している立場としてはできない、そういうものを取り扱った実態を先行させていくことができるというのが、コーディネーターの方たちの御苦勞もあって、ある程度実証できているということがありますので、都としてこれからできることは、さらに枠組みを取り扱った取組を実践して行って、国にも参考にさせていただくということが必要なのかと感じましたので、

引き続き生涯学習審議会でも是非今までの流れでさらに御議論いただければと思います。またこれから、文部科学省ともますます連絡を密にとっていきたいという感想を持ちました。本当にありがとうございました。

【大橋会長】 ありがとうございました。早寝早起きのビデオは、またの機会に見せていただくことといたします。今日は大変いい話をありがとうございました。

【計画課長】 次回は、3月13日火曜日、午後5時から、今度は第2庁舎31階の27会議室になりますが、この続きを議論していただければと思っております。今回は、どちらかという和学校教育と社会教育の融合の部分を議論しましたがけれども、今度は幼児教育ですとか、その後の生涯学習という形で出ましたので、横の連携から今度、縦の連携も含めて丸い連携を考えていかないといけないと思っております。いろんな枠組みを取り払った施策を提言していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

【大橋会長】 それでは、第9回審議会をおしまいにします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後8時14分閉会